

2011年3月25日

厚生労働大臣
細川 律夫 様

日本労働組合総連合会
会 長 古賀 伸明

東北地方太平洋沖地震への緊急対策（雇用・労働関係）についての要請

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後の大津波による大規模災害に対する、献身的なお取り組みに敬意を表します。

未曾有の大地震から2週間が経過した現在も、未だ25万人を超える方々が避難所に身を寄せており、疲労と不安を抱えながらの生活が続いています。

今回の大地震では、直接被災された方、避難中・復旧作業中に災害に巻き込まれた方、工場・事業所等の損壊により休業・離職等を余儀なくされた方など、影響が広範に甚大に広がっており、一刻も早い生活支援対策が求められます。また同時に、明日への希望とつながる、被災地域の将来を展望できるような復興対策の構築も求められます。

今般、現場で災害に対応している様々な労働者から、雇用・労働行政に関する改善・要望をいただきましたので、これを集約し取りまとめました。貴省におかれましては、雇用・労働に関する不安を取り除くべく、速やかに実行に移していただくよう要請します。

記

- (1) 労働者保護・雇用確保に向けた労働行政総動員体制での対応
 - ①避難所等において、求職支援、雇用保険・労災保険の手続き相談（賃金・解雇）、労働相談、メンタルヘルス相談等をワンストップで実施するためのハローワーク・労働基準監督署等の体制強化（全国から被災地への人員シフト及び常勤・非常勤職員の増員、特別相談窓口の設置等）
 - ②全国のハローワークで住宅付求人を開拓し、広域的な就職支援対策を実施（民間職業紹介所との連携も含む）

(2) 安全衛生対策の強化

- ① 被災労働者及びその遺族に対する労災保険給付の請求促進、迅速な支払
- ② 労災病院、関連施設等による被災者の救援
- ③ 労災保険給付の請求書提出時の弾力的取扱いの実施
- ④ 復旧事業に関するアスベスト・過労等の安全衛生対策、災害防止対策の徹底
- ⑤ 原発事故対応に携わる作業者の安全確保
- ⑥ 震災により影響を受けた避難者に対する健康確保対策、メンタルヘルス相談の実施

(3) 震災により休業・離職等を余儀なくされた労働者の救済

- ① 震災による離職者に対する雇用保険の延長給付
- ② 震災に関連する企業倒産に対応した未払賃金立替払の周知徹底と認定要件の緩和・支給額の上限見直し等の検討
- ③ 被災による休業・一時的離職に対する雇用保険の失業給付特例措置の周知徹底、および特例措置による取り扱いについての必要な見直しの検討
- ④ 失業認定の弾力化
- ⑤ いわゆる「第2のセーフティネット」(住宅手当、融資制度等)に係る予算拡充
- ⑥ 災害(停電時を含む)時の休業への対応等、質問の多い事項に対するQ&A集作成
- ⑦ 雇用促進住宅や、公共職業能力開発施設の敷地等を一時入居先や緊急避難場所として提供および雇用促進住宅の譲渡・廃止の凍結

(4) 震災により影響を受けた企業等に対する各種支援策の迅速な実施

- ① 雇用の維持支援に向けた雇用調整助成金の特例措置の周知徹底と更なる要件緩和・水準引き上げ
- ② 被災地域における労働保険料の申告・納付期限の延長の周知徹底及びそのあり方の検討
- ③ 職業訓練に対するキャリア形成促進助成金・認定訓練助成事業費補助金の特例措置
- ④ 中高齢者、障がい者、母子家庭の母等、就職困難者への就業支援の強化

(5) 復興に向けた雇用の創出と各種就職支援対策

- ① 復興に向けた大規模な公的事業の創設による雇用の創出と被災による失業者の優先雇用、及びそのための訓練支援

- ② 失業無き労働移動のための出向・移籍支援に向け、送り出し企業・受け入れ企業とのマッチング強化
- ③ 震災による内定取消し防止対策と新卒者対策の強化
- ④ 就職支援のための保育施設・介護施設等の整備
- ⑤ 被災地の復興に向け、地域の雇用を創造する戦略的な産業構築への支援（創業人材育成支援等）

（6）雇用対策と連動した職業能力開発対策の強化

- ① 「求職者支援法案」を早期成立させ、雇用保険の受給ができない求職者への支援制度を確立
- ② 被災地域及び被災者の受入先の地域の民間教育訓練機関を活用した公的職業訓練の拡充
- ③ 被災地域の公共職業訓練の訓練生に係る受講料等の免除
- ④ 被災地域における職業能力開発訓練のための公的な拠点の設置
- ⑤ 被災地域の公共職業訓練・基金訓練の訓練生及び訓練実施機関への支援

以 上